

芝コースからダートコースへの馬場の変更

一般事項Ⅶの3による芝コースからダートコースへの馬場の変更は以下のとおりとする。

札幌

〈芝〉		→	〈ダート〉
1,000メートル	}	→	1,000メートル
1,200メートル			
1,500メートル	}	→	1,700メートル
1,800メートル			
2,000メートル			
2,600メートル		→	2,400メートル

函館

〈芝〉		→	〈ダート〉
1,000メートル	}	→	1,000メートル
1,200メートル			
1,700メートル	}	→	1,700メートル
1,800メートル			
2,000メートル			
2,600メートル		→	2,400メートル

福島

〈芝〉		→	〈ダート〉
1,000メートル		→	1,000メートル
1,200メートル		→	1,150メートル
1,700メートル	}	→	1,700メートル
1,800メートル			
2,000メートル			
2,600メートル		→	2,400メートル

新潟

〈芝〉		→	〈ダート〉
1,000(直)メートル		→	1,000メートル
1,200メートル	}	→	1,200メートル
1,400メートル			
1,400(外)メートル			
1,600(外)メートル	}	→	1,800メートル
1,800(外)メートル			
2,000メートル			
2,000(外)メートル			
2,200メートル			
2,400メートル			
3,000(外)メートル	}	→	2,500メートル
3,200(外)メートル			

中山

〈芝〉		〈ダート〉
1,200(外)メートル	→	1,200メートル
1,600(外)メートル	}	→ 1,800メートル
1,800メートル		
2,000メートル		
2,200(外)メートル		
2,500メートル	}	→ 2,500メートル
2,600(外)メートル		
3,200(外→内)メートル		
3,600メートル		
4,000(外)メートル		

東京

〈芝〉		〈ダート〉
1,400メートル	→	1,400メートル
1,600メートル	}	→ 1,600メートル
1,800メートル		
2,000メートル	}	→ 2,100メートル
2,300メートル		
2,400メートル	}	→ 2,400メートル
2,500メートル		
2,600メートル		
3,400メートル		

中京

〈芝〉		〈ダート〉
1,200メートル	}	→ 1,200メートル
1,300メートル		
1,400メートル	}	→ 1,400メートル
1,600メートル		
2,000メートル	}	→ 1,900メートル
2,200メートル		
3,000メートル	→	2,500メートル

京 都

〈芝〉		〈ダート〉
1,100 メートル	→	1,100 メートル
1,200 メートル	→	1,200 メートル
1,400 メートル 1,400(外)メートル 1,600 メートル 1,600(外)メートル	} →	1,400 メートル
1,800(外)メートル	→	1,800 メートル
2,000 メートル 2,000(外)メートル 2,200(外)メートル 2,400(外)メートル	} →	1,900 メートル
3,000(外)メートル 3,200(外)メートル	} →	2,600 メートル

阪 神

〈芝〉		〈ダート〉
1,200 メートル	→	1,200 メートル
1,400 メートル 1,400(外)メートル 1,600(外)メートル	} →	1,400 メートル
1,800(外)メートル	→	1,800 メートル
2,000 メートル 2,200 メートル 2,400(外)メートル	} →	2,000 メートル
2,600(外)メートル 3,000 メートル 3,200(外→内)メートル	} →	2,600 メートル

小 倉

〈芝〉		〈ダート〉
1,000 メートル 1,200 メートル	} →	1,000 メートル
1,700 メートル 1,800 メートル 2,000 メートル	} →	1,700 メートル
2,600 メートル	→	2,400 メートル

日本中央競馬会競馬施行規程抜粋

1. 負担重量（第71条）

負担重量は、次に掲げる3種類とする。

- (1) 馬の年齢によるもの
- (2) ハンデキャップにより定めるもの
- (3) 馬の年齢、性、取得賞金の額、勝利度数その他の競馬番組で定める条件により算出するもの

2. 馬齢重量（第72条）

前条第1号に規定する馬の年齢による負担重量（以下この条において「馬齢重量」という。）は、次の表に定めるとおりとする。ただし、開催日（天災地変その他やむを得ない事由により開催日の日取りを変更した場合における変更後の開催日を除く。）が2日以上連続する場合において、それらの開催日の最初の日とその他の日における馬齢重量が同表に定めるところにより変更されることとなる馬については、当該最初の日現在における同表による重量をもってそれらの開催日におけるその馬の馬齢重量とする。

競走の種類	馬の年齢 性	2歳		3歳	
		9月まで	10月から 12月まで	9月まで	10月から 12月まで
平地競走	雄及びせん	54キログラム	55キログラム	56キログラム	57キログラム
	雌	54キログラム			55キログラム

3. 南半球産馬の負担重量（第73条）

南半球で7月1日から12月31日までの間に出生した馬が平地競走（ハンデキャップにより負担重量を定めるものを除く。）に出走する場合については、第71条の規定により定められた負担重量から競馬番組で定める重量を減じた重量をもってその馬の負担重量とする。

4. 中央競馬の見習騎手についての負担重量の減量（第74条）

特別競走及びハンデキャップにより負担重量を定める競走のいずれでもない競走に、中央競馬の見習騎手（第44条第1項本文の免許試験に合格して得た騎手免許を有するもののうち、本会、協会又は外国の競馬機関の騎手免許を受けていた期間を通算した期間が5年未満であって勝利度数が100回以下のものをいう。）が騎乗する場合には、競馬番組で定める重量を第71条の規定により定められた負担重量（前条の規定により定められたものを含む。）から減ずる。

2 前項の場合における勝利度数は、当該騎手が、次の各号に掲げる競走において、初めて騎乗した日以降当該競走の出馬投票締切日の前日までに騎乗して得た1着の回数とする。

- (1) 中央競馬の競走
- (2) 地方競馬指定交流競走及び外国の競馬の競走であって、理事長が指定するもの

5. 地方競馬の見習騎手についての負担重量の減量（第74条の2）

特別競走及びハンデキャップにより負担重量を定める競走のいずれでもない競走に、第60条の規定により本会の騎手免許を有する者のうち、本会、協会、又は外国の競馬機関の騎手免許を受けていた期間を通算した期間が5年未満であって勝利度数が100回以下の騎手が騎乗する場合には、競馬番組で定める重量を第71条の規定により定められた負担重量（第73条の規定により定められたものを含む。）から減ずる。

2 前項の場合における勝利度数は、当該騎手が、次の各号に掲げる競走において、初めて騎乗した日以降当該競走の出馬投票締切日の前日までに騎乗して得た1着の回数とする。

- (1) 中央競馬の競走
- (2) 地方競馬の競走
- (3) 外国の競馬の競走（地方馬登録を受けている馬に騎乗した競走に限る。）

6. 障害競走における最低の負担重量（第75条）

障害競走における最低の負担重量は、3歳の馬にあつては56キログラムとし、4歳以上の馬にあつては57キログラムとする。

7. 出走馬の制限（第83条）

平地競走に出走させることができる馬は、2歳以上の馬とする。ただし、2歳の馬は、出生の日から起算して2年を経過しなければ出走させることができない。

2 障害競走に出走させることができる馬は、3歳以上の馬とする。ただし、3歳の馬は、出生の日から起算して3年を経過しなければ出走させることができない。

3 馬の年齢は、その馬が出生した年の1月1日から起算する。

8. 入厩の義務（第91条）

中央競馬の競走に出走したことがある馬（再登録馬を除く。）を競走に出走させようとする場合は、当該競走の実施される日の10日前から、中央競馬の競走に出走したことがない馬を競走に出走させようとする場合は、当該競走の実施される日の15日前から、それぞれ引き続いて本会の管理する厩舎に入厩させていなければ、当該競走に出走させることができない。

9. むちの使用（第95条第3項）

騎手は、本会が定めたもの以外のむちを使用して、競走に騎乗してはならない。

10. 帽の着用（第95条第4項）

騎手は、本会が定めた帽を着用しないで、競走に騎乗してはならない。

11. 保護ベストの着用（第95条第5項）

騎手は、本会が定めた保護ベストを着用しないで、競走に騎乗してはならない。

12. 検量開始および終了時刻（第99条）

競走に騎乗しようとする騎手は、当該競走の実施される日において当該競馬場で最初に実施される競走の発走時刻前70分から騎乗しようとする競走の発走時刻前50分までの間に、検量所において、第87条第2項の規定により公表された負担重量に保護ベストの標準的な重量に相当する分として1キログラムを加えた重量（次条第1項において「加算重量」という。）につき前検量を受けなければならない。ただし、騎手の変更により新たに騎乗することとなったときその他検量委員がやむを得ない事由があると認めるときは、定められた時間外に前検量を受けることができる。

13. 装鞍所集合時刻（第101条第1項）

調教師は、競走に出走させようとする馬を、当該競走の発走時刻の60分前（競馬番組で指定する競走については当該競馬番組で定める時）までに装鞍所にひき付けなければならない。

取得賞金の算定方法について

平成 30 年においては、一般事項 I の 4 の(3)のイに規定する取得賞金について、次のとおり算定する。

平地競走

2 歳馬 (2016 年産)・3 歳馬 (2015 年産)

一般事項 I の 4 の(3)のロからトに定める額の合計額

4 歳馬 (2014 年産)

[平成 30 年 1 月 1 日～同年 6 月 1 日]

一般事項 I の 4 の(3)のロからトに定める額の合計額

[平成 30 年 6 月 2 日～同年 12 月 31 日]

以下の①および②の合計額

① 平成 30 年 6 月 1 日以前に獲得した一般事項 I の 4 の(3)のロからトに定める額を 2 で除して得た額

② 平成 30 年 6 月 2 日以降に獲得した一般事項 I の 4 の(3)のロからトに定める額

5 歳以上馬 (2013 年以前産)

以下の①および②の合計額

① 下表において該当する年齢ごとに定める日の前日以前に獲得した一般事項 I の 4 の(3)のロからトに定める額を 2 で除して得た額

② 下表において該当する年齢ごとに定める日以降に獲得した一般事項 I の 4 の(3)のロからトに定める額

5 歳馬 (2013 年産)	平成 29 年 6 月 3 日
6 歳馬 (2012 年産)	平成 28 年 6 月 4 日
7 歳馬 (2011 年産)	平成 27 年 6 月 6 日
8 歳馬 (2010 年産)	平成 26 年 6 月 7 日
9 歳馬 (2009 年産)	平成 25 年 6 月 1 日
10 歳馬 (2008 年産)	平成 24 年 6 月 2 日
11 歳馬 (2007 年産)	平成 23 年 6 月 18 日
12 歳馬 (2006 年産)	平成 22 年 6 月 19 日
13 歳馬 (2005 年産)	平成 21 年 6 月 20 日
14 歳馬 (2004 年産)	平成 20 年 6 月 21 日
15 歳馬 (2003 年産)	平成 19 年 6 月 16 日
16 歳以上馬 (2002 年以前産)	平成 18 年 6 月 17 日

障害競走

全ての馬

一般事項 I の 4 の(3)のロからトに定める額の合計額

アローワンスおよび南半球産馬の負担重量の減量について

1. 一般事項 I の 4 の (10) のハに規定するアローワンスは、次のとおりとする。

(1) 年齢によるアローワンス

5 歳以上馬に対する 3 歳馬および 4 歳馬のアローワンスは、下表のとおりとする。

(単位：キログラム)

	距離	馬の年齢	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平地競走	1,000m以上	3歳	8(7)	7(6)	6(5)	5(4)	4(3)	4(3)	3	3	2	2	1	1
		4歳	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	1,600m以下	3歳	9(8)	8(7)	7(6)	6(5)	5(4)	4(3)	4(3)	3	3	2	2	1
		4歳	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	2,200m未満	3歳	10(9)	9(8)	8(7)	7(6)	6(5)	5(4)	4(3)	4(3)	3	3	2	2
		4歳	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2,200m以上	3歳	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
	4歳	1	1	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-	
障害競走		3歳	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
		4歳	1	1	1	1	1	-	-	-	-	-	-	

※ オープン競走以外の平地競走においては () 内を適用。

(2) 牝馬のアローワンス

牝馬に対する牝馬のアローワンスは、2キログラムとする。

2. 南半球産馬の負担重量の減量

競馬施行規程第 73 条に規定する競馬番組で定める重量は、下表のとおりとする。

(単位：キログラム)

	距離	馬の年齢	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
平地競走	1,000m以上	2歳	/	/	/	/	/	3	3	3	3	3	3	3	
		3歳	2	2	2	2	2	2	2	2	2 (-)	2	1	1	1
		4歳	1	1	1	1	1	1	1	-	-	-	-	-	-
	1,600m以下	2歳	/	/	/	/	/	3	3	3	3	3	3	3	3
		3歳	2	2	2	2	2	2	2	2	2 (-)	2	2	2	2
		4歳	1	1	1	1	1	1	1	1	-	-	-	-	-
	2,200m未満	2歳	/	/	/	/	/	4	4	4	4	4	4	4	4
		3歳	3	3	3	3	3	3	3	2	2 (-)	2	2	2	2
		4歳	1	1	1	1	1	1	1	1	1 (-)	-	-	-	-
2,200m以上	2歳	/	/	/	/	/	4	4	4	4	4	4	4	4	
	3歳	3	3	3	3	3	3	3	2	2 (-)	2	2	2	2	
	4歳	1	1	1	1	1	1	1	1	1 (-)	-	-	-	-	

※ ワールドオールスタージョッキーズにおいては () 内を適用。

3. なお、上記 1 の (1) および 2 の表において、開催日（天災地変その他やむを得ない事由により開催日の日取りを変更した場合における変更後の開催日を除く。）が 2 日以上連続する場合において、それらの開催日の最初の日とその他の日におけるアローワンスおよび南半球産馬の負担重量の減量が当該表に定めるところにより変更されることとなる場合については、当該最初の日現在における当該表による重量をもってそれらの開催日におけるその馬のアローワンスおよび南半球産馬の負担重量の減量とする。

【参 考】

1. 3歳以上馬または4歳以上馬の競走において、下表の競走を除き、別定重量を算出する際に基となる重量は、平地競走 57 キログラム、障害競走 60 キログラム（いずれも、5歳以上の牡馬の重量）とし、3歳馬、4歳馬および牝馬については、これらの重量から上記1の(1)および(2)の重量を減じた重量とする。ただし、外については、競馬番組で別に定める重量とする。

(単位：キログラム)

競走の種別		競 走		重量	
3(4) 歳以上 馬競走	平地 競走	G I 競走	天皇賞(春), 農林水産省賞典安田記念, 宝塚記念, 天皇賞(秋)	58	
			エリザベス女王杯	56	
		G II 競走	アメリカジョッキークラブカップ, 東海テレビ杯東海 ステークス, 農林水産省賞典京都記念, 中山記念, 金 鯨賞, 阪神大賞典, 日経賞, 読売マイラーズカップ, 京王杯スプリングカップ, 産経賞セントウルステー クス, 産経賞オールカマー, 毎日王冠, 農林水産省賞典 京都大賞典, 毎日放送賞スワンステークス, スポー ツニッポン賞ステイヤーズステークス	56	
			サンケイスポーツ杯阪神牝馬ステークス, アイルラン ドトロフィー府中牝馬ステークス	54	
		G III 競走	ダートG III 競走, 東京新聞杯, 阪急杯, 夕刊フジ賞 オーシャンステークス, 農林水産省賞典鳴尾記念, エ プソムカップ, 函館スプリントステークス, アイビス サマーダッシュ, 関屋記念, キーンランドカップ, 富 士ステークス, 京阪杯, チャレンジカップ	56	
			福島牝馬ステークス	54	
			京都牝馬ステークス	53	
		重賞競走以外のオープン競走			56
		ワールドオールスタージョッキーズ			58
		障害 競走	J・G I 競走		63

※ エリザベス女王杯, サンケイスポーツ杯阪神牝馬ステークス, アイルランドトロフィー府中牝馬ステークス, 福島牝馬ステークス競走および京都牝馬ステークスの重量は、牝馬のアローワンス適用後の重量。

2. 南半球で7月1日から12月31日までの間に出生した馬が平地競走(ハンデキャップにより負担重量を定めるものを除く。)に出走する場合の負担重量は、同年齢の北半球で出生した馬の負担重量から上記2の重量を減じた重量とする。

理事長が指定する外国の競馬の競走等について

日本中央競馬会競馬施行規程(平成19年理事長達第28号)第74条第2項第2号の理事長が指定する競走は、本会の競走馬登録を受けている馬に騎乗した、地方競馬指定交流競走及び別表の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に掲げる競走(外国の競馬の競走に限る。)とする。

別 表

区 分	競 走
パートⅠの競走	G 1 競走, G 2 競走およびG 3 競走
パートⅡの競走	G 1 競走およびG 2 競走
パートⅢの競走	G 1 競走

(備 考)

この表における「区分」及び「競走」は、ジョッキークラブ・インフォメーション・システムズ・インコーポレイティッドが発行するインターナショナル・カタログ・スタンダーズに定めるところによる。

【参 考】インターナショナル・カタログ・スタンダーズ掲載内容

区 分	国 名	
パートⅠの競走	パートⅠ国	アメリカ合衆国, カナダ, アイルランド, イタリア, 英国, ドイツ, フランス, オーストラリア, ニュージーランド, 日本, 香港, アラブ首長国連邦, 南アフリカ共和国, アルゼンチン, チリ, ブラジル, ペルー
	パートⅡ国 (一部競走)	スカンジナビア諸国 (8 競走), トルコ (3 競走), ウルグアイ (12 競走)
パートⅡの競走	パートⅡ国	スカンジナビア諸国※, シンガポール, トルコ※, インド, マカオ, マレーシア, ジンバブエ, 韓国, ウルグアイ※, パナマ, プエルトリコ, ベネズエラ
	パートⅢ国 (一部競走)	スイス (2 競走), スペイン (3 競走), カタール (3 競走)
パートⅢの競走	パートⅢ国	スイス*, スペイン*, オランダ, オーストリア, スロバキア, チェコ共和国, ハンガリー, ベルギー, ポーランド, カタール*, サウジアラビア王国, モーリシャス, バーレーン, エクアドル, ジャマイカ, ドミニカ共和国, トリニダードトバゴ, メキシコ

※はパートⅠの競走を一部実施している国

*はパートⅡの競走を一部実施している国

注) () 内は, 2017 年インターナショナル・カタログ・スタンダーズ掲載の競走数

見習騎手の負担重量の減量およびG I 競走騎乗ならびに若手騎手競走について

※ 日本中央競馬会競馬施行規程（平成 19 年理事長達第 28 号）第 74 条及び第 74 条の 2 に規定する「競馬番組で定める重量」は、下表のとおりとする。

当該見習騎手の勝利度数	減ずる重量	出馬表の表記
30 回 以 下	3 キログラム	▲
31 回 以 上 50 回 以 下	2 キログラム	△
51 回 以 上	1 キログラム	☆

※ 見習騎手のG I 競走騎乗については、本会の見習騎手にあつては日本中央競馬会競馬施行規程第 74 条第 2 項、地方競馬の見習騎手にあつては日本中央競馬会競馬施行規程第 74 条の 2 第 2 項による勝利度数が 31 回以上の騎手に限り、認めるものとする。

※ 競馬番組で（若手騎手）と表記されている競走に騎乗できる騎手は、日本中央競馬会競馬施行規程第 44 条第 1 項本文の免許試験に合格して得た騎手免許を有する者のうち、本会、地方競馬全国協会または外国の競馬機関の騎手免許を受けていた期間を通算した期間が 7 年未満であつて、日本中央競馬会競馬施行規程第 74 条第 2 項による勝利度数が 100 回以下の騎手（以下「若手騎手」という。）とする。

ただし、出馬投票後に、騎乗予定騎手の事故等により騎手変更する場合については、原則として若手騎手を騎乗させることとするが、該当する騎手がない場合に限り、若手騎手以外の騎手も騎乗できるものとする。

一般事項Ⅳの1およびⅤの1の(3)の競走を延期した場合の 特別登録および出馬投票の取扱いについて

1. 一般競走を延期した場合は、改めて出馬投票の受付を行うものとする。
2. 特別競走（重賞競走を含む。以下同じ。）を中止した日から起算して5日以内に延期した場合は、出馬投票（最終回の特別登録申込みをもって出馬投票にかえるものを含む。）のみをやりなおすものとする。
3. 特別競走を中止した日から起算して6日以上延期した場合の特別登録および出馬投票の取扱いは、次のとおりとする。
 - (1) 3歳馬5大特別競走
第3回特別登録および出馬投票をやりなおすものとする。
 - (2) 国際指定のG I競走
イ 中央競馬所属馬および地 第1回および第2回の特別登録すべてをやりなおすものとする。
ロ 外 出馬投票を兼ねる特別登録をやりなおすものとする。
 - (3) 中央競馬指定交流競走および国際（G I競走およびハンデキャップ競走を除く。）
イ 中央競馬所属馬 第1回および第2回の特別登録すべてをやりなおすものとする。
ロ 外および地 出馬投票を兼ねる特別登録をやりなおすものとする。
 - (4) 上記(1)から(3)以外の特別競走
第1回および第2回の特別登録すべてをやりなおすものとする。
4. 競走を中止した日（競走を中止した日と連続する中央競馬の開催日がある場合は、それらの開催日の最後の日）以降、次に中央競馬の開催日が2日以上連続する場合におけるそれらの開催日の最後の日の2日後までに競走を延期して出馬投票をやりなおす場合の取扱いは、次のとおりとする。
 - (1) 中止した競走に出走できる馬となっていた馬については、一般事項Ⅴの2の規定にかかわらず、中止した競走と種別、条件、馬場および距離が同一の競走（種別、条件、馬場および距離が同一の競走が複数ある場合もしくは種別、条件、馬場および距離が同一の競走がない場合については、本会が定める競走）に対して、優先して出走できるものとする。ただし、馬場の変更等により、本会が定める競走に対して、優先して出走できる馬が出走可能頭数を超過する場合は、抽選によって出走できる馬を決定するものとする。
 - (2) 上記(1)に該当する馬以外の馬については、下記のとおり出走できる馬を決定するものとする。なお、この場合において、同一順位の馬が多数ある場合には、抽選によって出走できる馬を決定するものとする。
 - イ 一般事項Ⅴの2の(1)に定める競走(3(4)歳以上馬競走のG I競走を除く。)
重賞競走一覧および別に定める出走馬の選定方法により出走できる馬を決定する。
 - ロ その他の競走
一般事項Ⅴの2の(2)、(3)および(4)に規定する方法に準じて出走できる馬を決定する。ただし、一般事項Ⅴの2の(4)のニおよびホの(五)は適用しないものとする。
 - (3) 再投票においては、すべての馬について、上記(2)に規定する方法に準じて出走できる馬を決定するものとする。
 - (4) 当該出馬投票において出走できる馬とならなかった馬は、出馬投票しなかったものとみなす。なお、特別競走において、出走できる馬とならなかった馬の馬主に対し、当該特別競走の特別登録料は返還するものとする。
5. 上記1から4にかかわらず、競馬の円滑な開催に支障がない場合は、特別登録または出馬投票のやりなおしは行わない。

出走できる馬の決定方法における出走間隔について

一般事項Vの2の(2)のロからホに規定する出走間隔にかかわらず、下記に掲げる期間に出走した馬が複数あるときは、それぞれの期間において、出走間隔を同一とみなすこととする。

記

平成13年 4月28日～平成13年 5月 3日
平成13年 5月 4日～平成13年 5月11日
平成15年12月27日～平成16年 1月 4日
平成16年 1月 5日～平成16年 1月 9日
平成16年12月25日～平成17年 1月 4日
平成17年 1月 5日～平成17年 1月 7日
平成17年12月24日～平成18年 1月 4日
平成18年 1月 5日～平成18年 1月 6日
平成21年12月26日～平成22年 1月 4日
平成22年 1月 5日～平成22年 1月 8日
平成22年12月25日～平成23年 1月 4日
平成23年 1月 5日～平成23年 1月 7日
平成23年12月24日～平成24年 1月 4日
平成24年 1月 5日～平成24年 1月 7日
平成27年12月26日～平成28年 1月 4日
平成28年 1月 5日～平成28年 1月 8日
平成28年12月23日～平成29年 1月 4日
平成29年 1月 5日～平成29年 1月 6日
平成29年12月23日～平成29年12月27日
平成29年12月28日～平成30年 1月 5日
平成30年12月22日～平成30年12月27日

該当する競走条件について

一般事項Vの2の(2)のロに規定する該当する競走条件は、下表により決定するものとする。

平地競走

2歳馬

取得賞金 実施日	0万円 (未出走馬)	0万円 (未勝利馬)	0万円超 500万円以下	500万円超
6月2日～ 9月7日	新馬競走	未勝利競走	オープン競走	オープン競走
9月8日～ 12月31日	新馬競走	未勝利競走	500万円以下 競走	オープン競走

3歳馬

取得賞金 実施日	0万円 (未出走馬)	0万円 (未勝利馬)	0万円超 500万円以下	500万円超 1,000万円以下	1,000万円超 1,600万円以下	1,600万円超
1月1日～ 3月23日	新馬競走	未勝利競走	500万円以下 競走	オープン競走	オープン競走	オープン競走
3月24日～ 6月1日	未勝利競走	未勝利競走	500万円以下 競走	オープン競走	オープン競走	オープン競走
6月2日～ 10月5日	未勝利競走	未勝利競走	500万円以下 競走	1,000万円以下 競走	1,600万円以下 競走	オープン競走
10月6日～ 12月31日	500万円以下 競走	500万円以下 競走	500万円以下 競走	1,000万円以下 競走	1,600万円以下 競走	オープン競走

4歳以上馬

取得賞金 実施日	0万円 (未出走馬)	0万円 (未勝利馬)	0万円超 500万円以下	500万円超 1,000万円以下	1,000万円超 1,600万円以下	1,600万円超
1月1日～ 12月31日	500万円以下 競走	500万円以下 競走	500万円以下 競走	1,000万円以下 競走	1,600万円以下 競走	オープン競走

障害競走

取得賞金 実施日	0万円	0万円超
1月1日～ 12月31日	未勝利競走	オープン競走

外国産馬および輸入自由化実施日以降に輸入される 持込馬の競馬番組上の取扱いについて

1. 中央競馬の競走に出走できる外国産馬（**外**の記号で表示します。）は、本会の競走馬登録（再登録を除く。）または地方競馬全国協会が行う馬の登録（本会の競走馬登録を抹消後に行うものを除く。）の時、外国における競馬に出走したことがなく、かつ、繁殖用に供されたものでないものに限り、かつ、外国産馬を競走馬登録するためには、輸出国の競馬統括団体の発行する外国の競馬に出走したことの無いことおよび繁殖用に供されたものでない旨の証明書を提出する必要があります。
ただし、**国際**と表示した競走に出走するため、競馬施行規程第 29 条により競走馬登録を受ける外国産馬（特に**外**の記号で表示します。）についてはこの限りではありません。
2. **外**が出走できる競走は、**混合**または**国際**と表示した競走、**外**が出走できる競走は、**国際**と表示した競走に限ります。
3. **混合**および**国際**の競走の数は、当面競馬番組面での競走数の 55%程度とします。
なお、**混合**および**国際**に指定する重賞競走は 141 競走とします。
4. 上記 1 の定めにかかわらず、種付けのため外国に一時的に輸出された牝馬（公益財団法人ジャパン・スタッドブック・インターナショナルの繁殖登録を受けているもの。）の産駒であって、日本で種付けされ外国で生まれたもので、当歳の 12 月 31 日までに輸入されたものについては、競馬番組上内国産馬として取扱います。
5. 活馬の輸入自由化の実施日以降に輸入された妊娠馬による持込馬については、昭和 59 年 1 月 1 日以降競馬番組上内国産馬として取扱います。

市場の認定について

1. 健全な市場取引を推進し、もって軽種馬生産を振興するため、本会が認定する家畜市場は、次の各号のいずれかとする。
 - (1) 下記のすべての要件を満たし、かつ、本会が適当と認めた家畜市場
 - ① 家畜取引法の規定に基づいて開設された市場
 - ② 軽種馬に関する事業を行う法人が開設した市場
 - ③ 軽種馬を主たる目的として開設された市場
 - ④ 正当な理由を有する特別な場合を除き、上場に制限を加えない公開された市場
 - (2) その他本会が特に認めた家畜市場
2. 上記1. に定める要件を満たす家畜市場として本会の認定を受けようとする市場開設者は、家畜市場開設に先立ち、別に定める「市場認定申請書」を本会に提出しなければならない。

生産牧場賞および繁殖牝馬所有者賞の取扱いについて

1. 一般事項Ⅷの10の(1)に定める生産牧場賞の交付対象者の要件のうち「当該馬が生まれた時、軽種馬の生産飼養のために必要な設備を有し、その母馬の飼養を行っていた者」とは、公益財団法人ジャパン・スタッドブック・インターナショナルの血統登録原簿に、生産牧場として記載されている者とする。
2. 一般事項Ⅷの10の(2)に定める繁殖牝馬所有者賞の交付対象者の要件のうち「当該馬が生まれた時にその母馬を所有していた者」とは、公益財団法人ジャパン・スタッドブック・インターナショナルの繁殖登録原簿に、当該馬の生まれた時その母馬の所有者として記載されている者とする。

本会厩舎に入厩できる一馬主あたりの頭数の制限について

1. 対象者

個人，法人および組合を問わず全馬主とする。

なお，共有については持分比率のいかんを問わず共有1件につき1頭所有とみなす。

2. 入厩限度数

一馬主あたりの入厩頭数は両トレーニング・センター入厩馬および競馬場への出張入厩馬（競走馬総合研究所常磐支所および函館競馬場温泉への入厩馬は含まない）の合計頭数を対象として，その限度数は90頭とする。

3. 実施期日

実施期日は，平成22年1月1日からとする。

本会在定めるむち及びむちの使用に関する禁止事項について

1. 本会在定めるむち

日本中央競馬会競馬施行規程（平成 19 年理事長達第 28 号）第 95 条第 3 項の「本会在定めるむち」は、下表に掲げる基準を満たしたものとす。ただし、裁決委員が不適當と認めた場合は、その使用を認めないことがある。

- ・むちの長さは 77 センチメートル未満であること。
- ・馬体の保護のため、むちの先端から以下に定める部分にわたって衝撃吸収素材を用いたパッド（表面は滑らかで突起物がないもの）を装着したものであること。
- ・パッドの長さは 17 センチメートル以上であること。
- ・パッドの幅は 2 センチメートル以上 4 センチメートル以下であること。

2. むちの使用に関する禁止事項

騎手は競走において、下表の各項目に該当する方法で、むちを使用してはならない。

- ・馬が怪我をするほど、過度に強くむちを使用すること。
- ・肩より上方に腕を上げてむちを振り下ろすこと。
- ・反応（脚勢）のない馬に対し、過度にむちを使用すること。
- ・明らかに着順の大勢が決した後に、過度にむちを使用すること。
- ・入線後にむちを使用すること。
- ・ひばら（脇腹）へむちを使用すること。
- ・むちを過度に頻発して使用すること（2 完歩あけることなく、10 回を超えてむちを連続して使用すること）。
- ・頭部もしくはその付近に対しむちを使用すること。
- ・原則として、鞍より前方に逆鞭でむちを使用すること。

本会が定める服色及び帽について

日本中央競馬会競馬施行規程（平成19年理事長達第28号。以下「施行規程」という。）第39条第1項及び第2項の本会が定める服色並びに第95条第4項の本会が定める帽は、次のとおりとする。

1. 服 色

(1)イ 服色は、枠番号別とし、次のとおりとする。

枠番号	第1色	第2色
1	白・水色斜縞	白・薄紫斜縞
2	黒・白斜縞	黒・薄紫斜縞
3	赤・白斜縞	赤・黒斜縞
4	青・白斜縞	青・黒斜縞
5	黄・白斜縞	黄・黒斜縞
6	緑・白斜縞	緑・黒斜縞
7	橙・白斜縞	橙・黒斜縞
8	桃・白斜縞	桃・黒斜縞

ロ 服色の使用は、次の表に定めるとおりとする。ただし、馬場取締委員が特に認めた場合は、使用する服色の順序を変更することがある。

同一枠番号中イに定める服色を使用する馬の数	馬番号の数の少ないものからの順位	使用する服色
1	1	第1色
2	1	第1色
	2	第2色
3	1	第1色
	2	第2色
	3	第1色

(2)イ 地方競馬全国協会の馬登録を受けている馬を施行規程第15条第1項の中央競馬指定交流競走に出走させる場合の服色は、(1)の規定にかかわらず、次のとおりとする。

枠番号	第1色	第2色
1	白, 水色四ツ割, 袖水色一本輪	薄紫, 白四ツ割, 袖白一本輪
2	白, 黒四ツ割, 袖黒一本輪	薄紫, 黒四ツ割, 袖黒一本輪
3	白, 赤四ツ割, 袖赤一本輪	薄紫, 赤四ツ割, 袖赤一本輪
4	白, 青四ツ割, 袖青一本輪	薄紫, 青四ツ割, 袖青一本輪
5	白, 黄四ツ割, 袖黄一本輪	薄紫, 黄四ツ割, 袖黄一本輪
6	白, 緑四ツ割, 袖緑一本輪	薄紫, 緑四ツ割, 袖緑一本輪
7	白, 橙四ツ割, 袖橙一本輪	薄紫, 橙四ツ割, 袖橙一本輪
8	白, 桃四ツ割, 袖桃一本輪	薄紫, 桃四ツ割, 袖桃一本輪

- ロ 服色の使用は、次の表に定めるとおりとする。ただし、馬場取締委員が特に認めた場合は、使用する服色の順序を変更することがある。

同一枠番号中イに定める服色を使用する馬の数	馬番号の数の少ないものからの順位	使用する服色
1	1	第 1 色
2	1	第 1 色
	2	第 2 色
3	1	第 1 色
	2	第 2 色
	3	第 1 色

2. 帽

(1) 定義

イ 帽とは、保護帽に枠番号別色別帽を装着したものをいう。

ロ 保護帽は、本会で備え付けた数種類のうち希望するものを騎手に貸与する。

(2) 帽色

イ 枠番号別色別帽の帽色は、次のとおりとする。

枠番号	第1色	第2色	第3色
		(四ツ割染分け) (八ツ割染分け)	
1	白	白, 水色	白, 水色
2	黒	黒, 白	黒, 白
3	赤	赤, 白	赤, 白
4	青	青, 白	青, 白
5	黄	黄, 白	黄, 白
6	緑	緑, 白	緑, 白
7	橙	橙, 白	橙, 白
8	桃	桃, 白	桃, 白

- ロ 帽色の使用は、次の表に定めるとおりとする。ただし、馬場取締委員が特に認めた場合は、使用する帽色の順序を変更することがある。

同一枠番号中同一服色を使用する馬の数	馬番号の数の少ないものからの順位	使用する帽色
1	1	第 1 色
2	1	第 1 色
	2	第 2 色
3	1	第 1 色
	2	第 2 色
	3	第 3 色

本会が定める保護帽及び保護ベストについて

1. 保護帽

本会が定める服色及び帽について（平成 8 年理事長達第 16 号）の「保護帽」は、下表に掲げる基準を満たしたものとする。

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | J R A 基準 | ARAI |
| 2 | ヨーロッパ基準 | EN1384 : 1996
EN1384 : 1997
PAS015 : 1994 |
| 3 | オーストラリア基準 | AS/NZS 3838 2003 |
| 4 | アメリカ基準 | ASTM F11 63-01 |

2. 保護ベスト

日本中央競馬会競馬施行規程（平成 19 年理事長達第 28 号）第 95 条第 5 項の「本会が定める保護ベスト」は、下表に掲げる基準を満たしたものとする。

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | J R A 基準 | DESCENTE |
| 2 | ヨーロッパ基準 | EN13158 : 2000 Level 1 |
| 3 | オーストラリア基準 | ARB 1998 |
| 4 | イギリス基準 | Satra Jockey Vest Standard Document M6 issue 3 |
| 5 | アメリカ基準 | ASTM F2681-08 |

一般事項Ⅷの6の(3)に定める出走奨励金について

1. 本会が指定するG I 競走における特別出走奨励金交付基準

平成 30 年 1 月 1 日設定

(目的)

第 1 条 この基準は、本会が指定する G I 競走における、安定的な出走頭数の確保および競走内容の充実を図るため、同競走に出走した馬主（共有馬にあっては共有代表馬主。以下同じ。）に対して、特別出走奨励金を交付することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この基準で定める特別出走奨励金とは、次条で定める交付対象競走を競馬番組一般事項Ⅷの6の(3)の競走と指定し、同Ⅷの6の(1)と別に交付する出走奨励金をいう。

(交付対象競走)

第 3 条 特別出走奨励金の交付対象となる競走は、別表左欄に定める競走とする。

(交付対象者)

第 4 条 次に掲げる要件の全てに該当した馬が交付対象競走に出走し第 10 着以内の着順を得なかったとき、当該馬の馬主に対し、次条で定める特別出走奨励金を交付する。

(1) 交付対象競走に出走したときに、本会の競走馬登録（日本中央競馬会競馬施行規程（平成 19 年日本中央競馬会理事長達第 28 号）第 28 条および第 29 条によるものを除く。）を受けている馬

(2) 該当する競走条件がオープン競走の馬

(特別出走奨励金の額)

第 5 条 特別出走奨励金の額は、別表右欄に定める額とする。

(不交付要件)

第 6 条 第 4 条の規定にかかわらず、以下のいずれかに該当する場合には交付しない。

(1) 失格したときまたは裁決委員が不相当と認めたとき。

(2) 競走蹄鉄（装着時のでき上り厚さ 9 ミリ以下、最大部分の幅 22 ミリ以下、重さ 125 グラム以下のもの）を使用しないで出走したとき。ただし、裁決委員が肢蹄保護のためやむを得ないと認めたときはこの限りでない。

(3) 馬主が当該馬に関して競馬関与停止以上の処分を受けたとき。

別表

交付対象競走	特別出走奨励金の額
大阪杯，天皇賞（春），宝塚記念，天皇賞（秋），ジャパンカップ，有馬記念	200 万円
フェブラリーステークス，高松宮記念，ヴィクトリアマイル， 農林水産省賞典安田記念，スプリンターズステークス，エリザベス女王杯， マイルチャンピオンシップ，チャンピオンズカップ	150 万円

附 則

この基準は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。

2. 本会が指定するGⅡ競走における特別出走奨励金交付基準

平成 27 年 1 月 1 日設定

平成 28 年 1 月 1 日改正

平成 29 年 1 月 1 日改正

(目的)

第1条 この基準は、3(4)歳以上のGⅡ競走(芝コースにおいて行う距離1,800メートル以上の競走に限る。)における、安定的な出走頭数の確保および競走内容の充実を図るため、同競走に出走した馬主(共有馬にあっては共有代表馬主。以下同じ。)に対して、特別出走奨励金を交付することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この基準で定める特別出走奨励金とは、次条で定める交付対象競走を競馬番組一般事項Ⅷの6の(3)の競走と指定し、同Ⅷの6の(1)と別に交付する出走奨励金をいう。

(交付対象競走)

第3条 特別出走奨励金の交付対象となる競走は、別表のとおりとする。なお、出馬投票締切後に一般事項Ⅶの3に定めるところにより馬場を変更した場合は、出馬投票締切時の馬場および競走距離により交付する。

(交付対象者)

第4条 次に掲げる要件の全てに該当した馬が交付対象競走に出走し第10着以内の着順を得なかったとき、当該馬の馬主に対し、次条で定める特別出走奨励金を交付する。

(1) 交付対象競走に出走したときに、本会の競走馬登録(日本中央競馬会競馬施行規程(平成19年日本中央競馬会理事長達第28号)第28条および第29条によるものを除く。)を受けている馬

(2) 該当する競走条件がオープン競走または1,600万円以下競走の馬

(特別出走奨励金の額)

第5条 特別出走奨励金の額は、交付対象馬の該当する競走条件に応じて次のとおりとする。

(1) 該当する競走条件がオープン競走の馬 100万円

(2) 該当する競走条件が1,600万円以下競走の馬 50万円

(不交付要件)

第6条 第4条の規定にかかわらず、以下のいずれかに該当する場合には交付しない。

(1) 失格したときまたは裁決委員が不相当と認めたとき。

(2) 当該競走において最下位の着順となった馬が、当該競走の第1着馬の競走に要した時間より、中山記念、毎日王冠およびアイルランドトロフィー府中牝馬ステークスにあっては4秒、その他の競走にあっては5秒を超えて決勝線に到達したとき。ただし、裁決委員がやむを得ないと認めたときはこの限りでない。

(3) 競走蹄鉄(装着時のでき上り厚さ9ミリ以下、最大部分の幅22ミリ以下、重さ125グラム以下のもの)を使用しないで出走したとき。ただし、裁決委員が肢蹄保護のためやむを得ないと認めたときはこの限りでない。

(4) 馬主が当該馬に関して競馬関与停止以上の処分を受けたとき。

別表

日経新春杯	札幌記念
アメリカジョッキークラブカップ	産経賞オールカマー
農林水産省賞典京都記念	毎日王冠
中山記念	農林水産省賞典京都大賞典
金鯱賞	アイルランドトロフィー府中牝馬ステークス
阪神大賞典	アルゼンチン共和国杯
日経賞	スポーツニッポン賞ステイヤーズステークス
農林水産省賞典目黒記念	

附 則

この基準は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

3. 有馬記念競走における特別出走奨励金交付基準

平成 26 年 1 月 1 日設定
平成 28 年 1 月 1 日改正

(目的)

第 1 条 この基準は、有馬記念競走の興趣向上を図るため、同競走のファン投票において、高い支持を受けた馬に対して、特別出走奨励金を交付することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この基準で定める特別出走奨励金とは、有馬記念競走を競馬番組一般事項Ⅷの 6 の(3)と指定し、同Ⅷの 6 の(1)と別に交付する出走奨励金をいう。

(交付対象)

第 3 条 次に掲げる要件の全てに該当した馬が有馬記念競走に出走したときに、現に所有していた馬主(当該馬を組合財産としている組合である馬主も含む。)に対し、次条で定める特別出走奨励金を交付する。

- (1) 有馬記念競走に出走したときに、本会の競走馬登録(日本中央競馬会競馬施行規程(平成 19 年日本中央競馬会理事長達第 28 号。以下「施行規程」という。)第 28 条及び第 29 条によるものを除く。)を受けている馬
- (2) 当該年度において、G I 競走(インターナショナル・カタロギング・スタンダーズに定めるパート I の競走の G I 競走および日本グレード格付け管理委員会で格付けされた J p n I 競走をいう。)で第 3 着以内となったことがある馬または平地の重賞競走(中央競馬の重賞競走の他、競馬番組一般事項で定める地方重賞競走および外国の重賞競走を含む。)で優勝した馬
- (3) 当該年度の有馬記念ファン投票において 10 位以内となった馬

(特別出走奨励金の額)

第 4 条 特別出走奨励金の額は、別表に定める額とする。ただし、他の交付対象馬とファン投票順位が同順位となる交付対象馬がある場合は、その順位以下同順位となった交付対象馬の頭数に相当する順位までの特別出走奨励金の総額を、同順位の交付対象馬の頭数に等分して交付する。この場合において、1,000 円未満の端数が生じたときは、これを 1,000 円に切り上げる。

(不交付要件)

第 5 条 第 3 条の規定にかかわらず、以下のいずれかに該当する場合には交付しない。

- (1) 失格(施行規程第 123 条第 6 号に規定する事由に該当する場合を除く。)したとき。
- (2) 裁決委員が不相当と認めたとき。
- (3) 競走蹄鉄(装着時のでき上り厚さ 9 ミリ以下、最大部分の幅 22 ミリ以下、重さ 125 グラム以下のもの)を使用しないで出走したとき。ただし、裁決委員が肢蹄保護のためやむを得ないと認めたときはこの限りでない。
- (4) 馬主が当該馬に関して競馬関与停止以上の処分を受けたとき。

別表

当該年度の有馬記念 ファン投票順位	特別出走奨励金の額
1 位～3 位の馬	2,000 万円
4 位～5 位の馬	1,000 万円
6 位～10 位の馬	500 万円

附 則

この基準は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

一般事項Ⅷの7に定める褒賞金交付基準について

1. 同一年度に本会が定める競走に優勝した馬に対する褒賞金交付基準

平成12年1月1日設定
平成13年1月1日改正
平成14年1月1日改正
平成29年1月1日改正

(目的)

第1条 この基準は、競馬番組の一層の充実及びわが国の競走馬の資質の向上を図るため、本会の競走馬登録を受けている馬が同一年度に本会が定める複数の競走のすべてに優勝した場合に褒賞金を交付することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(交付対象馬)

第2条 褒賞金の交付対象となる馬は、別表左欄に定める要件を満たした馬とする。

(交付対象者)

第3条 褒賞金の交付対象者は、交付対象の競走のうち最後に実施される競走に出走したときに、現に交付対象馬を所有していた馬主（共有馬にあつては共有代表馬主。）とする。

(褒賞金)

第4条 褒賞金の額は、別表右欄に定める額とする。

2 交付対象馬が内国産馬である場合は、当該馬の生産牧場（競馬番組一般事項Ⅷ-10-(1)に定める条件を具備している者に限る。）に対して前項の褒賞金の額に100分の5を乗じて得た額を交付する。

別表

交付対象馬	褒賞金の額
皐月賞，東京優駿，菊花賞 のすべての競走に優勝した内国産馬	1億円
同一年度に大阪杯，天皇賞（春）， 宝塚記念のすべての競走に優勝した馬	内国産馬 2億円
同一年度に天皇賞（秋），ジャパンカップ， 有馬記念のすべての競走に優勝した馬	⑥ 1億円

附 則

この基準は、平成12年1月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成13年1月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成14年1月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年1月1日から施行する。

2. チャンピオンズカップ競走における褒賞金交付基準

平成 26 年 1 月 1 日設定

(目的)

第 1 条 この基準は、チャンピオンズカップ競走を国内ダート競走において優秀な成績を収めた馬が集うチャンピオンシップ競走と位置付けたことを踏まえ、その趣旨をより明確にするため、同競走において優秀な成績を収めた場合に褒賞金を交付することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(交付対象)

第 2 条 前年度と同競走施行日以降、当該年度と同競走施行日前日までに日本国内で施行されるダートの G I 競走（日本グレード格付け管理委員会が格付けされた J p n I 競走を含む。）で優勝した馬が、チャンピオンズカップ競走において第 3 着までに入着したときに、当該馬の馬主（当該馬を組合財産としている組合である馬主も含む。）および厩舎関係者に対し、次条で定める褒賞金を交付する。

(褒賞金の額)

第 3 条 褒賞金の額は、別表に定める額とする。ただし、他の交付対象馬と着順が同着となる交付対象馬がある場合は、その着順以下同着となった交付対象馬の頭数に相当する着順までの褒賞金の総額を、同着の交付対象馬の頭数に等分して交付する。この場合において、1,000 円未満の端数が生じたときは、これを 1,000 円に切り上げる。

別表

交付対象者	褒賞金の額		
	チャンピオンズカップ競走における成績		
	第 1 着	第 2 着	第 3 着
交付総額	5,000 万円	2,000 万円	1,000 万円
馬主	4,000 万円	1,600 万円	800 万円
厩舎関係者	1,000 万円	400 万円	200 万円

附 則

この基準は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。